

奈良県営水道企業管理規程第七号

各課
水道局
出先機関

奈良県営水道会計規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二十七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二費用勘定の表中
「手当賃金」
職員の種類手当
臨時職員及び人夫の賃金
を

「手当」
職員の種類手当
に
「手当賃金」

「」
を
「」
「」

「」
に改め、同表附表の表中
「」
「」
職員の種類手当
臨時職員及び人夫の賃金

金
「」
を
「」
職員の種類手当
に

改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行し、令和二年度の事業年度から適用する。